

第 8 回

国際植物防疫条約に関する国内連絡会

平成 2 3 年 7 月 2 1 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課

午後 1時59分 開会

○坂田植物防疫課長補佐 それでは、時間になりましたので、ただいまより第8回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室長の福嶋よりごあいさつ申し上げます。

○福嶋検疫対策室長 検疫対策室長の福嶋でございます。開会に当たりまして一言、私のほうからごあいさつ申し上げます。

平素より、植物防疫行政へのご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。また、本日は第8回国際植物防疫条約に関する国内連絡会にご出席いただき、ありがとうございます。

本連絡会は、2007年、平成19年9月から開催しておりまして、今回が第8回となります。

ご承知のとおり、国際植物防疫条約（IPPC）は、植物及び植物製品に対する病虫害の侵入とまん延を防止し、病虫害の防除のための適切な植物検疫措置を確保することを目的とした条約でございます。

その主な活動といたしまして、植物検疫措置の国際調和を図るため、ISPM（植物検疫措置に関する国際基準）の作成に取り組んでいるところでございます。このISPMは、加盟国の協議を経て作成され、IPPCの総会で採択されるものでございまして、IPPC加盟国はこのISPMに即して、各国の植物検疫措置の制定・改訂、また実施することが求められているところでございます。

IPPCにおいては、1995年以降これまで34本の国際基準を策定しております。リストもお配りしているところでございますが、近年は、対象の分野・範囲といたしまして、植物のみならず船舶、航空機、またコンテナ等に病虫害が付着し、侵入・まん延するリスクが課題として取り上げられ、これらに対する植物検疫措置の基準の策定というものも検討されるなど、ISPMの対象とする範囲が拡大しているところでございます。

こういった動きに伴いまして、策定されるISPMの関係者も増加しており、一堂に会して意見をお伺いすることが難しくなってきております。また、皆様方からいただきましたご意見を、私ども植物防疫組織で科学的見地から検討して我が国のコメントに適切に反映するために、十分な検討の時間が必要になっているところでございます。

こういった情勢を踏まえまして、昨年9月に開催いたしました前回の国内連絡会におきまして、我が国における従来のISPM案の検討の方法を見直して、この連絡会の持ち方を改善させていただくことをご提案させていただき、ご了承いただいたところでございます。

具体的にはどのような見直しを本年から行っているかということにつきましては、より広い関係者の皆様からご意見をいただきたいということで、6月20日に国内連絡会の開催につきましてプレスリリースを行うとともに、各国協議に付された I S P M案を農林水産省の植物検疫関係のコーナーのホームページに和訳とともに掲示いたしまして、8月12日を期限として意見募集をさせていただいているところでございます。

また、この国内連絡会の開催時期を、従来はコメント提出直前の9月に行わせていただきましたが、7月に早めさせていただきました。本会でのご議論を踏まえて、コメント提出期限の9月までに、私ども植物防疫組織のほうで科学的見地からいただいたご意見を踏まえ検討し、改めて皆様方にお集まりいただいて、本会を開催し、我が国のコメント案をご提示させていただき、ご議論を踏まえ、最終案としてまとめていきたいと考えているところでございます。

本日ご説明させていただく7本の I S P M案につきましては、現在、各国協議に諮られているものでございまして、これらに対するコメントは、本年9月末までに I P P C事務局に提出することとされております。本日、皆様方からいただいたご意見を十分に参考とさせていただき、国際基準策定に係る一連の議論に対する我が国のコメントを作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料や議事概要につきましては、後ほど農林水産省のホームページに掲載することとしておりますので、あらかじめご了解願いたいと存じます。

限られた時間ではございますが、実りある意見交換になることを期待いたしまして、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課長補佐 続きまして、本日も多忙にもかかわらず、検討メンバーとしてお集まりいただきました委員の皆様を私のほうからご紹介させていただきたいと思います。本日は席順でご紹介させていただきたいと思います。

まず、日本くん蒸技術協会事務局長の秋山委員です。

○秋山委員 よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 続きまして、日本生活協同組合連合会、安全政策推進室長の鬼武委員です。

○鬼武委員 鬼武です。よろしくお願ひいたします。

○坂田植物防疫課長補佐 消費科学連合会副会長の工藤委員です。

○工藤委員 工藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○坂田植物防疫課長補佐 全国植物検疫協会副会長の古茶委員です。

○古茶委員 よろしくお願いいいたします。

○坂田植物防疫課長補佐 社団法人全国木材検査・研究協会検査部長の清水委員です。

○清水委員 全木検の清水です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○坂田植物防疫課長補佐 全国農業協同組合連合会、園芸課調査役の津田委員です。

○津田委員 津田でございます。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 日本果樹種苗協会事務局長の増田委員です。

○増田委員 増田です。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 全国農業協同組合中央会、営農企画課審査役の丸澤委員です。

○丸澤委員 丸澤です。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 独立行政法人農研機構食品総合研究所、上席研究員の宮ノ下委員です。

○宮ノ下委員 宮ノ下でございます。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 日本消費者連盟事務局長、山浦委員です。

○山浦委員 山浦です。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 農林水産省消費・安全局、植物防疫課から検疫対策室長の福嶋です。

○福嶋委員 福嶋です。よろしくお願ひします。

○坂田植物防疫課長補佐 続きまして、本日の進め方をご説明させていただきたいと思います。

本日は、国際植物防疫条約から加盟国協議に付されました7本の国際基準案につきご議論いただきたいと思います。

前回の連絡会でご提示したとおり、今回から基準案の検討の進め方を変更させていただきました。

近年、先ほど室長のあいさつにもありましたけれども、ISPMの対象とする範囲が拡大しておりまして、国内の関係する方というのも広がっております。こうした状況を踏まえまして、皆様に一堂に会してお集まりいただきご議論いただくというのがなかなか難しくなっているという点がございます。また、皆様からいただいたご意見を我々のほうで科学的な見地で検討するには、十分な時間が必要というような状況もございます。

こういったことを踏まえまして、今回から、各国協議に付されました国際基準につきましては、農林水産省のホームページで和訳を添えて掲示し、既に意見募集をしているところです。また、本会の開催時期をコメント提出時期の9月から7月、今に早めさせていただきました。こうしたことに伴いまして、本会でのご議論をもとに、9月までに植物防疫組織で、皆様方か

らいただいた意見をもとに、科学的見地から我が国のコメントをつくり上げていきたいというふうに考えております。9月にはもう一度皆様方にお集まりをいただきまして、我々植物防疫組織が検討いたしました日本としてのコメントの最終案を確定させていただきたいというふうに考えております。

また、従来、9月末にお集まりいただいていたときは、我が国のコメント案という形で、ほぼ最終案に近い形でご提示をいたしまして、これについて意見があるかどうかというような伺い方をしていたわけですが、今回はそういったやり方はいたしませんで、まず植物防疫組織の中から専門知識を有する担当者から、パワーポイントを用いて皆様方に内容のご説明をさせていただきたいと思います。本日はこの説明を聞いていただきまして、今後、植物防疫組織として9月に向けてコメントを作成するに当たって、こういった点を注意したほうがいいのか、この点についてはよく調査すべきだといった大局的な見地から、皆様方からご意見なりご指摘をいただければと思います。そういったご意見を基にいたしまして、我々植物防疫組織のほうで9月までに日本のコメント案をつくっていかうというふうに考えております。当然、その最終案を決めるに当たっては、もう一度お集まりいただきご議論いただくということになろうかと思います。

こういった進め方に変えさせていただきましたので、今回、資料5－2としてお配りしております国際基準案の和訳につきましては、我々急いでつくったものでございまして、あくまでもご参考にしていただければというふうに思います。ややわかりにくい点とか不明な点があれば、恐縮ですが、資料5－1の英文のほうに立ち戻っていただきまして、こちらが正式版というご理解をいただければと思います。

また、本日、専門知識を有する担当者からパワーポイントで説明をさせていただきます。今回初めての試みですので、できる限り広く国民の皆様にご理解いただけるように資料づくりに努めましたけれども、まだまだ改善すべき点が多々あるかと思えます。これにつきましても、会議の最後に、よりよい説明の仕方とか資料のつくり方についてもあわせてご意見をいただければというふうに考えております。

本日、このような進め方で進めていきたいと思っております。進め方で何かご質問等があれば、お受けいたしたいと思えます。

そういたしましたら、本日の連絡会は、従来の我々が一方的に説明する説明会ではなく、情報交換会といたしまして、それぞれの分野で専門知識を有する皆様方から自由闊達なご意見をいただきまして、より良い国際基準の策定のためにコメントいただければというふうに思っております。

おります。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、最初の議事に入らせていただきます。

国際基準案、木材こん包材に関連する承認された処理の改正と、続けまして、関連いたします木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理につきまして、神戸植物防疫所本船貨物担当、松田次席植物検疫官から説明させていただきます。

○松田次席植物検疫官 神戸植物防疫所、松田です。よろしくお願いいたします。

それでは、木材こん包材、I S P M No.15の処理に関する付属書1の改正案の概要について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

初めに、これまでの経緯ですが、I S P M No.15の基準は、2003年にI P P C総会で採択されました。その後、2006年の総会で付属書1の箇所の改正を行うことが決定し、2009年、それから2010年に、T P F Q（森林検疫に関する技術パネル）で改正案が作成され、その後、2011年、基準委員会（S C）で各国協議案として承認されました。

基準を作成する背景と目的です。最新の科学的知見に基づき、新たな処理方法の追加、それから既存の処理基準の見直しが行われています。現在承認されている処理は、1番の熱処理、それと3番の臭化メチルくん蒸です。今回、新たに誘電加熱処理というのが追加されています。

次に、I S P M No.15の本文の構成ですが、本文で要件が、付属書1で木材こん包材に関連する承認された処理が、それから付属書2で処理マークについて、それぞれ規定されています。

本文では、規制の根拠、規制された木材こん包材、木材こん包材に対する植物検疫措置、国家植物防疫機関、これはN P P Oと呼ばれているんですが、N P P Oの責務が、それぞれ規定されています。

次に、付属書の概要ですが、熱処理と臭化メチル処理のそれぞれの写真を載せさせていただきました。

まず上の写真ですが、これが熱処理です。熱処理は、蒸気処理とキルン乾燥処理という2種類があります。キルン乾燥処理というのは、要求された含水量に到達するために、熱あるいは湿度の性状により密閉室内で木材を乾燥させるプロセスのことを言います。建築の分野でよく利用される処理方法です。まず左の写真が、パレットが保管されている状態です。これを処理庫に運びまして、処理庫の上のところにパイプが通されていて、そこから蒸気が下に流れ出るようになっていて、その蒸気を循環させて処理を行っていきます。

下の写真が臭化メチル処理の写真です。この間に挟まれているのがパレットですが、こういう状態でパレットが置かれまして、天幕をかけまして、周りを砂のうで封印しまして、そこか

らガスを投薬します。処理が終わりましたものは、こちらにあります、付属書2で規定されていますマークを木材こん包材に押印するということになります。

それでは、まず熱処理からお話を進めさせていただきたいと思います。

今回、処理施設での留意事項としまして、ここに書かれています1から6の事項、まず1としまして加熱室の密閉と断熱、2としまして木材の積付け、空間部確保、送風機の使用、3としまして、温度センサーは最低2個以上使用しまして、最も温度が低い場所を測定します。4番目としまして、処理中、気流を反転させます。5番目としまして、温度センサーの較正を行います。6番目、処理中の温度を監視します。万が一、規定温度が維持されないような場合は、再処理あるいは処理時間の延長を行うというふうになっております。

次に、誘電加熱処理ですが、この処理方法は今回新たに追加されています。

誘電加熱処理の原理ですが、これは、誘発放射線源、例えばマイクロ波から放出されます電磁波を用いまして、処理を行うものの分子内に生じる摩擦で電気エネルギーを熱エネルギーに変えるという方法です。例えば電子レンジを思い浮かべてもらえるとわかりやすいと思います。処理内容の詳細については後ほど説明いたしますが、I S P M No.28の付属書、木材こん包材に対する誘電加熱処理を用いた熱処理で説明させていただきます。

誘電加熱処理の留意すべき事項としまして、まず表面温度が1分間で60℃以上、それから厚さ5センチ以上の材につきましては、2.45ギガヘルツの誘電加熱処理を適用します。それから、厚さ5センチ以下の材については、均一に加熱できる装置として規定されています。そのほか、温度センサーの検査、温度記録の保管も規定されています。

次に、臭化メチル処理について説明させていただきます。

まず初めに、臭化メチルのくん蒸作業手順について説明いたします。まず初めにパレット等を積み重ねまして、それに天幕をかけて被覆しまして、その周りをガスが漏れないように砂のう等で目張りを行います。その後、投薬作業を実施いたします。

臭化メチルの処理の基準ではC T値が使用されていますが、C T値とは、C、Concentration、濃度、それとT、Time、時間です。その掛けた値で評価されます。このグラフの緑の部分、それから紫の部分、赤の部分、青の部分、それぞれ全体を足した値で示されています。

具体的な計算方法は、次のスライドになります。C T 1、緑の台形の部分、それから紫の台形の部分、C T 3と書かれている赤の台形の部分、それと青い台形の部分、このそれぞれの面積を足し合わせたものがC T値の基準値となります。そこで得た値が基準値よりも若干低いよ

うな場合、例えば1から2時間程度くん蒸時間を延長して基準値をクリアさせるというのが今回の改正点です。

臭化メチル処理の内容として、まず第1に、今説明しましたように、C T値が要求値に達していない場合、わずかな延長、通常は1から2時間程度の時間延長は容認するというものです。

次に、最終濃度が24時間後に達成していないような場合は、5%の濃度の逸脱は、規定されたC T値を達成するために、処理の最後に追加すると。そのほか、ガスの測定点はガス投薬箇所から一番離れた場所で行う。最後に、ガス濃度測定器あるいは温度計は、N P P Oが指定した頻度で調整するという4点が改正のポイントとなります。

以上が本基準の概要説明となります。

最後に、本基準検討の論点としまして、熱処理では、処理施設の具体的な処理に関する記載において、処理を行う上で確保すべき項目が漏れなく追加されているかどうか。また、新たに導入される誘電加熱処理は妥当かどうかというところです。

続きまして、I S P M No.28、植物検疫措置に関する国際基準の付属書としての木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理について説明させていただきます。

まず初めに、これまでの経緯ですが、本国際基準は2006年に策定が決定し、2007年に森林検疫に関する技術パネル、T P F Qと呼ばれますが、このT P F Qで原案が作成されまして、2010年、植物検疫処理に関する技術パネル、これはT P P Tと呼ばれますが、このT P P Tで処理の試験成績について再検討された後、2011年、基準委員会（S C）で各国協議案として承認されました。

本基準の目的は、「規制有害動植物に対する植物検疫処理」について規定されており、これまでミバエ類、それからハマキガ、ゾウムシ等を対象に合計14本の放射線照射処理基準が承認されています。

本基準本文の概要ですが、処理基準案の採択手続、植物検疫処理の要件、提出された処理の評価方法、処理の見直し及び再評価、この本文にそれぞれ承認された処理基準が付属書としてついています。処理基準として承認されていますが、これらの処理基準は、加盟国に対して、これらの処理基準の認定、登録、使用の可否を課すものではないことが補足説明として書かれています。

基準案は、処理範囲、処理に関する説明、処理名、有効成分、処理の種類、対象有害動植物、対象規制品目、処理基準、その他の関連情報、それから文献から構成されています。

処理の範囲ですが、誘電加熱を用いた木材こん包材の熱処理を適用し、対象有害動植物がツ

ヤハダゴマダラカミキリとマツノザイセンチュウの侵入とまん延の危険を減らすための処理です。これらの有害動植物には、I S P M No.15でも規定される処理基準を満たしていることが求められています。

対象有害動植物は、ツヤハダゴマダラカミキリ、それとマツノザイセンチュウ、これがセンチュウの写真です。右側の写真の右側の松について、マツノザイセンチュウによる被害で葉が赤くなっております。

対象品目は、横断面が20センチ以下の剥皮された木材こん包材が対象です。

処理基準は、I S P M No.15の付属書 1 でも説明いたしましたが、誘電放射、例えばマイクロ波などを用いて熱処理を行う場合は、横断面が20センチ以下の木材こん包材を測定するには、木材の断面が1分間で60℃以上となるように加熱することとなっています。また、95%の信頼度で、ツヤハダゴマダラカミキリの幼虫と蛹、それからマツノザイセンチュウ、これについては全成長過程を駆除するための有効な信頼性のある処理水準となります。

誘電加熱処理の留意事項としまして、まず第1に表面温度が1分間で60℃以上、また、少なくとも2個のセンサーを使って測定すると。厚さ5センチ以上の材につきましては2.45ギガヘルツの誘電加熱を適用し、厚さ5センチ以下の場合は均一に加熱できる装置を用いるということです。それから、温度センサーについても定期的に検査が必要となります。

木材で温度が最も低い部分は、適用されるエネルギー源またはそのプロセスにより異なります。マイクロ波を熱源とする場合につきましては、表面の温度が最も低くなります。

最後に論点としまして、根拠文献に基づく技術的に正当な処理基準となっているかどうか、また処理基準の記載に問題はないかの2点について検討する必要があると思います。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○坂田植物防疫課長補佐 ただいま木材こん包材に対する処理の基準につきまして、2つあわせてご説明をさせていただきましたが、まず資料を戻りまして最初のほう、木材こん包材に関連する処理の基準ということで、その改正について説明させていただきましたけれども、ここについて、わかりにくかった点とかご不明な点、あるいはご意見があれば、お願いいたします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 先ほどのスライドの中で、12番目、資料で言うと6ページ、ここのポツ2で、ここに書いてあるように説明があるんですが、具体的にどういうことを意味しているのか私は想定できないので、これはどういう意味なのか簡単に説明いただきたい。

○松田次席植物検疫官 処理のC T値を計算した上で、まだC T値に達しなかった場合、基準

の値に達しなかった場合については、1～2時間程度この時間を延ばして処理を完成させるということになります。

○秋山委員 ここに「濃度5%の逸脱は」と書いてあるんですが、この24時間後の濃度というのは、基準の中の温度別の濃度だろうと思うんですが、この逸脱というのはどういう意味ですか。

○松田次席植物検疫官 濃度自身が5%よりも少ないような場合ということです。

○秋山委員 5%分だけ少ないということですね。要するにこの値の95%の場合ということですね。

○松田次席植物検疫官 95%は満たしているんでしょうけれども、残りの5%の部分について達していないという意味ではないかと思うんですが。

○秋山委員 そのとき「C T値を達成するため」と書いてあるんですが、それがよく意味がわからない。

○松田次席植物検疫官 そのCの値がまだ達していないので、それを処理の時間を少し延ばすということです。

○秋山委員 それがよく意味がわからない。「処理の最後に追加」というのは、そこで開放しないで、恐らく時間を、1～2時間以内と書いてあるので、2時間延ばして、そのときも2時間後にガス濃度をはかるんですか。そうしないと計算できないはずですよ。

○坂田植物防疫課長補佐 今、確認してからお答えいたしますので、ほかの質問を先にお受けいたします。

秋山委員、ほかにありますか。

○秋山委員 その下の説明で、通常、ガス濃度をはかってC T値を計算する場合には、上中下なりはかって平均値で出して、先ほど説明のあったC T値を出されると思うんですが、この規定がどういう意味なのかよく理解できないんですね。これだと、投薬点から最も離れた場所という意味が、垂直なのか水平なのか対角線なのか、どういうことを意味しているか説明していただけないか。通常の実際の検疫くん蒸では上中下の濃度を測定します。これがもし説明ができなければ、日本からそういったコメントを出したほうがいいかなというのが私の意見でございます。

○松田次席植物検疫官 恐らく気化器を使わずに投薬を、天幕をかけてくん蒸する場合なんかでしたら、気化するまでに相当時間がかかりますので、恐らく投薬点のほうが濃度が高くなります。ですから、一番低いところというと対角線上の奥のほうでしょうね。

○秋山委員 そうすると、その地点だけでいいという。

○松田次席植物検疫官 その地点だけではなくて、2点か3点という形になると思います。

○秋山委員 その場所を含むその他の地点と書いてあるから。

○松田次席植物検疫官 その他の地点ですね。恐らくその他の地点について測定して、それを平均するんだと思われます。

○秋山委員 それと別のところで、前は気化器は使うことも可能であるというような表現にしたんですけども、今度は、気化器を使うことを考慮すべきであるというふうな改正になっているので、それとの関連もあるので、この辺、ちょっと検討の余地があるかなと思っています。

○坂田植物防疫課長補佐 ただいま秋山委員から専門的なご意見をいただきましたけれども、まずはC T値を測定するところが、投薬点から一番遠いところというふうになっているんだけど、現状はいろんなところではかっていると、基本的には3点ではかっていると。今後はこの基準が策定された後は、一番遠いところだけではかればいいのか、従来どおりの、はかった上で平均値なりそういった値を用いるのかというのを十分検討したほうがいいというご意見が1点。あとは、投薬する際の気化の、今までは気化させる機械を使うというふうになっていたものが、そういったものを考慮すべきということで、少し表現が弱まっているということで、その点についての妥当性を評価すべきだというようなご意見かと思いますので、これは次のコメント作成に向けて、我々のほうで技術的な検討をさせていただきまして、必要であればコメントとして出させていただきたいと思います。

○秋山委員 わかりました。

○坂田植物防疫課長補佐 ほかにご意見。山浦委員、お願いします。

○山浦委員 教えていただきたいんですけども、こん包材は主にパレットのことなんですか。それとも、上の部分の資材に当たるようなところも含めたものをこん包材というふうに考えればいいんでしょうか。そのこん包材において中身が接触するような場合には、臭化メチルのリスクと言ったものが内容にかかわってくるんじゃないかということも懸念されますので、その場合の残留性の問題はどういうふうにチェックをされているのか、その辺を教えてください。

○坂田植物防疫課長補佐 まず1点目のこん包材といった場合にどこまで含むのかというようなことに関して。

○松田次席植物検疫官 こん包材は、パレットに限らず、そのほかダンネージ、いろんな木材こん包材が使用されています。

○山浦委員 ダンネージというのは。

○松田次席植物検疫官 ダンネージというのは、例えばコンテナの中に品物を納めて、荷がずれないように木材等で支えを行いまして、その木材自身が大きな角材等が使われている場合に付きましては、木材こん包材の対象となります。

○坂田植物防疫課長補佐 福嶋室長、補足があれば。

○福嶋検疫対策室長 今、ご質問の中で、木材こん包材をパレットとして組む際、こん包材で保持する内容物も含んだ状態で処理をすることになるのかどうかという観点。

○山浦委員 いえ、こん包材で運んでいったために、その流通過程において残留していた臭化メチルが内容にうつってしまうのではないかと、そういう懸念があるということを申し上げました。

○坂田植物防疫課長補佐 2点目の質問だと思いますけれども、こん包材を臭化メチルで処理すれば、もし残留性があれば、その荷物、コンテナの中でくん蒸したパレット等から中身のほうに毒性がうつるのではないかというようなご懸念かと思いますが、その点について何かございますか。

○松田次席植物検疫官 残留については、よく把握はし切れていないんですけれども、通常の場合、先ほどお見せしましたスライドでは、品物と一緒に処理されていたりするんですが、こん包材自身は、パレットでしたらパレットを積み重ねて処理して、ある程度の期間保管されているというようなことがあるので、恐らく、臭化メチルの場合、品物にある程度、例えば木材こん包材自身の表面に吸着というのはありますけれども、その後、一部離脱というのもあると思われますけれども、品物への影響については、特に調べたことはないのによくわかりません。

○坂田植物防疫課長補佐 では秋山委員、今のご懸念、臭化メチルを使ってくん蒸した場合に、それが実際に輸送中に輸送されるもののほうに影響があるかといった知見はお持ちでしょうか。

○秋山委員 通常、さっき言われたこん包材というのは、ダンネージ、それからパレット、それからこん包する材料ですね、こういったものを、こん包材そのものをくん蒸する場合と、こん包してパレットに乗せて、製品が中に入った状態でこん包する場合と、2通りあります。くん蒸する場合は天幕とか専用のくん蒸倉庫を使うんですが、通常、臭化メチル、これは24時間くん蒸なんですけど、投薬後は速やかにガスを外に排出して、すぐガス濃度はゼロになります。それから、こん包材への臭化メチルの残留は速やかになくなります。ブロムとしては若干残ることもあるんですが、食品も含めてくん蒸剤として使われているわけですから、残留についてはよく調べられておりまして、臭化メチルとして残ることはくん蒸直後はP P B以下ぐらいで

何日間が残ることはあります。通常は臭化メチルとして残ることは全くないので、先ほど言われたこん包する品物に対して影響を及ぼすとか、こういった知見は全くございません。

○坂田植物防疫課長補佐　ありがとうございます。

山浦委員、今の秋山委員からのご説明に何か追加で質問なりあれば、お願いします。

○山浦委員　大丈夫です。

○坂田植物防疫課長補佐　ほかにご意見やご質問があればお願いいたします。

古茶委員、お願いします。

○古茶委員　今ご説明していただいたスライドのうちの6、3ページ、主な改正点の③に「温度センサーは複数を使用し、最も温度が低い場所を測定」となっているんですが、実際問題としてこれ、本当に一番低いところを探す作業はえらいことなんですね。例えば入り口の近くの一番低いところとか、そういうところをやりなさいという書き方に改めてもらわないと、大変なことになりますので、本文のほうにもそういう書き方をしてあるようですので、もう一度書き方を考えてもらうようにしてもらいたいと思います。

○坂田植物防疫課長補佐　ただいまのご意見を踏まえまして、次のコメント作成までに検討させていただきたいと思います。

鬼武委員、お願いします。

○鬼武委員　今回の改正とは直接関係ない件について、お尋ねをしたいのですが、資料5－1及び5－2で、6ページに記載ある臭化メチル処理については、モントリオール議定書の中で、オゾン層の破壊等があるということで、極力減らしていこうということで、農薬等の分野ではコーデックス委員会で既に、臭化メチルの使用をやめていこうということになっております。一方、例外として植物防疫のところは引き続き使用可能。35と38のところで、臭化メチルに替わる処理方法も出てきていて、実際に国際植物防疫条約（IPPC）のほうでは削減なり、最終的なゴールとしては撤廃をするような考え方をお持ちなのではないでしょうか。その辺のところを、今回のこととは直接関係ないのですが、教えていただければと思います。

○坂田植物防疫課長補佐　非常に重要なご指摘で、臭化メチルというのはオゾン層破壊物質の1つというふうに言われておりまして、現状を申し上げますと、検疫処理等に限られた用途以外は全廃することが決められていると。検疫用途については例外的に使用が認められているというふうな状況にあって、今後、国際植物防疫条約（IPPC）として、その使用を削減する方向で動いているのか、あるいは目的を限定した上なので今後も続けて使用する意図なのかというご質問かと思います。この点につきましては、福嶋室長、お願いします。

○福島検疫対策室長 今のご指摘の点につきましては、仮訳のほうの資料5-2の6ページの35パラにも書いてございますように、NPPOとして臭化メチル排出の削減・撤廃に取り組むべきということになっております。一方、植物検疫用途でどうしても必要不可欠な部分については、使用を継続しておりますが、私どもとしまして、代替剤の開発にも取り組みつつ削減に向けた努力を行っており、全体的にはそういう方向であるというふうに理解しております。

○鬼武委員 わかりました。では、日本としてもそういう形をとる、削減を目指していくということですね。

○福島検疫対策室長 方向としてはですね。

○鬼武委員 わかりました。

○坂田植物防疫課長補佐 ほかに。清水委員、お願いします。

○清水委員 資料5-2の関係でもよろしいでしょうか。

○坂田植物防疫課長補佐 はい、お願いします。

○清水委員 1つお伺いしたいんですけれども、3ページの一番上にございます56℃30分につきまして、私ども熱処理の認定工場といいますか、そういう制度でやっているんですが、このもとになりますのは、公的機関、例えば森林総合研究所等で、材の厚さとか幅、それから温度によって、このぐらいだとかようになりますという基準があるわけですが、この内容を見ますと、「NPPOにより規定又は承認されるものとする」と、こういうふうになっているんですが、この関係は今後どういう位置づけになりますでしょうか。

○坂田植物防疫課長補佐 福島室長、お願いします。

○福島検疫対策室長 木材こん包材の関係につきましては、ご承知のとおり、ISPMを踏まえて、私ども消費・安全局の局長通知の中で、具体的な国内の規制に関する手続、またその手順を定めさせていただいております、必要に応じてそういったものに反映されることになるかとは考えられますけれども、そこは今後さらに十分検討し、またいろいろ関係の、現に木材こん包材の処理にかかわっている機関の皆様にもご意見をお伺いしながら検討していきたいと考えております。

○坂田植物防疫課長補佐 原則、国際基準が策定されればそれに準拠していくという流れだと思えますけれども、それに当たって清水委員のほうから、特段留意すべき点とか、今お考えのことがあればお伺いしたいと思います。

○清水委員 今の日本でやっている方法と、外国のやり方というのはちょっとわからないので、NPPOの考え方というのが、ちょっと位置づけがわからないので何とも申し上げられません

が、今お話しございましたように、日本では実施要領というのがございますので、このもとはもちろんこちらということでしょうけれども、日本の方法がどういうふうになっていくかということは非常に興味はあります。厳しくなるということになれば、またいろんな経費とか、話はちょっと戻りますけれども、先ほどのセンサーも2個ということで、今1つのところが、設備投資をしてそういうものをつけないといけないということもございますので、そういう点はちょっと心配な点はございますけれども、基本的なことは承知しました。

○坂田植物防疫課長補佐 今ご指摘の点につきまして、国際基準として改正されましたら、当然、一方的にこちらが改正するというものではありませんで、いろいろとご協議させていただきながら、国内のやり方というのも検討していくことになるかと思います。

工藤委員、お願いします。

○工藤委員 全くの素人でございます。教えていただきたいんですけども、この処理方法3つというのが出ておりまして、特に、新たに導入される誘電加熱ですか、その場合、電子レンジの例が出ていましたので想像しやすかったんですけども、内部にある分子、水なんだろうかと、それを動かしてエネルギー、熱に変えるということなんですが、ほかの2つと比べまして内部まで到達するという、何らかの処理というか、動くということで、こん包材としての強度だとか、何らかの影響というのは考えられるのでしょうか。お願いします。

○坂田植物防疫課長補佐 清水委員は、何かご知見はありますか。

○清水委員 こちらのほうはちょっとわからないです。

○坂田植物防疫課長補佐 では松田次席。

○松田次席植物検疫官 私もその辺の知見は余り詳しくないかもしれませんが、材の大きさ、それから熱源の線量によって相当違ってくると思います。ですから、線量が強過ぎると、逆にこん包材自身を傷めたりということも起こる可能性はあるかなと思います。というのは、水分の関係がありますので、余りにも乾燥し過ぎる可能性もありますので、そういった懸念はされるかと思います。ですから、5センチ以上の材であれば、ここに書かれた2.45ギガヘルツというのが一応基準になるかと思います。ですから、余り強い線量もよくないでしょうし、弱い線量であれば効果がなくなるということもありますので、その辺の線量は調整がなかなか難しいかなとは思われます。

○坂田植物防疫課長補佐 今、工藤委員からご指摘の点につきましては、9月に向けまして我々のほうでも、照射の基準だけではなくて、照射されるほうの影響についてもあわせて検討させていただきまして、次回、あわせて回答させていただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。山浦委員、お願いします。

○山浦委員 先ほどの6ページの5%逸脱の件は、ご回答いただけますでしょうか。

○坂田植物防疫課長補佐 消毒技術開発担当の内藤次席、何か補足でご説明できますか。

○内藤次席調査官 消毒技術開発担当の内藤といいます。

先ほどのスライド12の臭化メチル処理(4)の1と2のところが混乱しているかと思うんですが、2のほうで5%の逸脱というのは、基準の中に24時間後の満たすべきガス濃度が記載されています。それについて、95%以上の場合であってC T値が計算したところ規定された数値にいかないということであれば、1～2時間程度は延長してC T値を満たせばいいよというふうに理解しております。

○坂田植物防疫課長補佐 山浦委員、お願いします。

○山浦委員 素人考えなんですけれども、このグラフの見方として、濃度掛ける時間ですよね。ですから、イメージ的には、この棒グラフの面積ですよね。面積総量が規定に達していない場合には、横に広げれば面積が増えるからその分を足しますよと、そういうお話でいいんでしょうか。

○内藤次席調査官 はい、そうです。

○坂田植物防疫課長補佐 山浦委員が一番正しいご見解かと思えますけれども、C T値でするので、濃度掛ける時間ということで、その積算の数字で処理ができたかどうかというのを判断するわけですが、24時間後にそれが達成されていない場合については、延長すれば当然処理の基準を満たすわけですから、10時間延長するとか20時間延長するというのはだめだと。できるのは1から2時間の延長までが限度だということと、あとは濃度については5%の逸脱だけが許される、それ以上の逸脱したものを後で追加的に100%かけて基準を満たすというのはだめだということでの一つの基準になっているということでございます。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 大体おぼろげながらわかってきたんですが、ここは多分、主語が混乱しているんですね。「処理の最後に追加」、これは薬量追加とかいろいろ考えられるので、濃度というか、そのまま時間を2時間追加したら、その場合も濃度測定は必要ですね、C T値を計算するために。だから、そういうところが抜けたままここに載っているから、これはかなり混乱すると思います。それともう1点、先ほど、コメントを次のときまでに考慮されるというお話ですが、このC T値の計算は、たしかこの前、日本が意見として出していて全く採用されていなくて、今の通達ではそのことを根拠に、日本ではC T値によるくん蒸は認められていないんです。

だからこれも、コメントを検討する際に、その計算方法をこの中に入れるようにコメントをつくっていただければというのが要望でございます。

以上です。

○坂田植物防疫課長補佐 古茶委員、お願いします。

○古茶委員 全くそのとおりでして、大体、24時間後に最低濃度をつくるということ自体がC T値ですからおかしいんですよ。何時間かかっても時間と濃度の掛け算でやればいいんだから、C T値はそういうやり方で、短い時間でもできるし長い時間でもできるということで、C T値があるというふうに考えていますので、今のやり方というのは全くおかしいですよ。

要するにC T値の計算式を採用してもらえば、かなり自由にできますから、そのことをぜひとも提案をしていただければと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 そういたしますと、5%だとか数時間の延長とかということではなくて、あくまでもC T値という、濃度掛ける時間という考え方に戻って、それは従来日本が主張したものであるから、もう一度そのコメントを出したほうがいいんじゃないかというようなご指摘かと思います。これにつきましては、次回、C T値についても一度詳しい説明をさせていただくとともに、コメントもご紹介をさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。宮ノ下委員、お願いします。

○宮ノ下委員 ここで論議されている処理方法になるのかもしれませんが、こん包材の処理というのは頻度はどういう感じで考えておられるのか。こういったタイミングでこういった処理を行うのか教えていただきたいんですけれども。

○坂田植物防疫課長補佐 こん包材というのは世界じゅう流通しているものだから、こういった頻度でその処理をやるのかということかと思います。これにつきましては。

○松田次席植物検疫官 日本の場合でしたら、輸出する直前に処理されるケースが多いと思われますけれども、諸外国ではどういう処理をやっているかわかりませんが、とりあえず処理をしたものでないといけないということなので、ある程度処理してから保管して、それで使われるというケースもあるかと思われます。

○宮ノ下委員 輸出前に処理をして、クリーンな状態にして、それで出すというふうな理解でいいですか。

○松田次席植物検疫官 はい。日本では主に、輸出の何週間前とかというような状態で処理されているかと思います。ケース・バイ・ケースではあるかと思いますが、主に輸出前というのが多いかと思われます。

○坂田植物防疫課長補佐 秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今のを若干補足したいんですが、このこん包材の基準というものは、そもそもこん包材に何らかの処理をしてマーキングするという内容です。先ほどスライドにあったマークがついていれば世界じゅうどこでも流通できますよということで、先ほど問われた頻度というのは、同じこん包材が何回くん蒸されるかという意味だということであれば、1回です。そのこん包材がちょっと壊れた場合の規定もこの基準の中にあるので、原則、壊れなければ世界じゅうぐるぐる回るということです。

○宮ノ下委員 1回でいいということですか。

○秋山委員 そのマークがついていて、壊れなければ、ぐるぐる世界じゅう回ります。だから、現場でマークがついていれば、これは処理したものであるということです。私もこん包材の虫の詳しいことはわからないんですが、処理したものはかなり乾燥するという事で、再寄生のリスクが少ないということもある。又主として港頭地域を中心に動くので再寄生のリスクが少ないということもある。そういう考え方が取り込まれたんじゃないかというふうに思います。マークがついて壊れていなければ原則1回処理です、

○宮ノ下委員 わかりました。ちょっと危険のような気がしますけれども、虫の立場としては。

○坂田植物防疫課長補佐 宮ノ下委員の危険というのは、再汚染のリスクがあるということでしょうか。

○宮ノ下委員 はい。いろんなところを世界じゅう回るわけですから、私は虫をやっているので虫の場合になりますけれども、どこかで虫がついてしまうという可能性は十分にあって、それを放置してしまうと、そのままということもあり得るかなという気はします。

○坂田植物防疫課長補佐 今の宮ノ下委員のご懸念というかご意見につきまして、何か追加であれば承りますが。

では、今の点につきましても、あわせて検討させていただきたいと思います。

そのほか、誘電加熱処理等について何かご指摘あるいはご意見はありますでしょうか。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 先ほどのご説明で、このペーパーの10ページのところで、「放射線照射処理基準が承認」ということが述べられていました。スライドの3番ですけれども、そして今回、新たに誘電加熱の処理というお話があったんですけれども、その関係ですね。両方併用する形になるのか、それとも、今後放射線照射のほうは少なくして、新たなこういった誘電加熱といったことを主要なものにするのか、その辺の関係はどうなっているのでしょうか。

○坂田植物防疫課長補佐 福嶋室長、お願いします。

○福嶋検疫対策室長 今ご指摘のございました既存の、既に承認されている放射線照射の処理の基準につきましては、ここに書いていますように、ミバエなどの殺虫処理基準として既に採択されているものでございまして、これはこれで引き続き存在すると。それに今回新たに、木材こん包材の汚染が懸念される害虫に対する殺虫処理として、この誘電加熱処理というものを新たに追加するという事で、I S P M No.28の付属書としていろいろな殺虫処理の基準が併存しているという位置づけでございまして、それぞれの害虫を対象に、どれをどう選択していくかというのは、加盟国が選択していけるオプションが増えていくというふうに理解していただければよろしいかと思うんですけれども。

○坂田植物防疫課長補佐 前回、山浦委員から、放射線に関してのときにご指摘がありましたけれども、この国際基準ができたから、日本としてこの基準に沿った処理をしなければいけないということではなくて、もし日本がこの処理方法でやるのであれば国際基準に従ってやるというようなことになりますので、例えば、ここに書いてある誘電加熱処理を病虫害の駆除のために使うかどうかというのは、加盟国の判断にゆだねられるという位置づけになります。

山浦委員、何か追加でございますか。

○山浦委員 そういう意味では、今の10ページの下の各国に義務を課すものではないということ、ほかの処理方法といったことが行われて、これをただ日本が要求するというふうな、そういう性格のものではないと、そういう理解でよろしいですね。

○坂田植物防疫課長補佐 はい。

ほかに誘電加熱処理について何かございますか。

そういたしましたら、時間もありますので、次の基準案の説明に移らせていただきたいと思います。何か追加でありましたら、最後でまたお問い合わせいただければと思います。

続きまして、3番目の国際基準でありますネットメロンに対するウリミバエの蒸熱処理について、横浜植物防疫所、消毒技術開発担当の土屋次席調査官から説明させていただきます。

○土屋次席調査官 横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当の土屋です。よろしくお願いします。それでは、座って説明させていただきます。

I S P M No.28、規制有害動植物に関する植物検疫処理の付属書案、ウリミバエを対象とするネットメロンの蒸熱処理について説明します。

ウリミバエを対象とするネットメロンの蒸熱処理のこれまでの検討状況について説明します。

本処理基準案は、2006年に日本が提案したもので、その年の12月、植物検疫処理に関する技

術パネル（T P P T）で最初の検討が行われました。この際、T P P Tは、本処理基準は重要であり、さらに検討が必要と判断するとともに、実際に処理する場合の処理手法に関する情報が必要としました。2007年にI P P C事務局から追加情報を求め、所感が出され、2008年、日本側から開放しました。その後、2009年1月、T P P Tで再検討を行い、T P P Tとしては、本処理基準案を基準委員会（S C）へ送付することを承認しましたが、結果として、基準案の様式の編集が必要とされ、T P P Tメンバー等による編集作業を経て、2010年7月、再度T P P Tで検討し、S Cへの送付を勧告しました。2011年5月、S Cの電子議決により、各国協議案として承認されました。

基準を作成する背景・目的につきましては、先ほど説明しました木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理と同様であります。全く一緒であります。

次に、I S P M №28の概要ですけれども、これも先ほどと同じでございます。

それから、基準案の構成ですが、これについても先ほどと同じでございます。

処理範囲として、本処理は、ネットメロンの蒸熱処理を適用することにより、規定の有効性水準で、ウリミバエの卵及び幼虫の死亡率をもたらすとされています。

下にある写真は、商業規模の蒸熱処理装置の一例です。白い建物が蒸熱処理機になります。右側はその内部で、こちらがその内部になります。奥の青色の容器内にマンゴー果実が入っており、この処理機の場合、温度調整した飽和水蒸気を天井部分から青色の果実容器の中を通り、下部へと通過させることにより、マンゴー果実を加熱処理する構造となっています。この処理機の場合、1回の蒸熱処理に4時間から6時間を要し、最大で約3.5トンのマンゴーを処理することができます。

対象有害動植物及び対象規制品目は、ウリミバエとネットメロンとなります。

次に、処理基準について説明します。

温度46℃、相対湿度90%以上の飽和水蒸気を使用し、3時間から5時間の余熱時間をかけて、果実中心部の温度を45℃まで上昇させる。果実中心部の温度が45℃に到達後、温度46℃の飽和水蒸気で30分間処理する。処理後、外気温で冷却する。本処理は信頼水準95%で、99.9922%の殺虫効果をもたらすものである。処理の間、果実温度及び相対湿度を測定し、基準を下回らないことを確認することとなっています。

その他の関連情報として、処理後、果実を人為的に冷却しないこと。本処理基準は、Iwata et al., 1990の報告に基づくこと。栽培品種Earl's Favouriteを使って開発されたことが記述されています。

なお、Iwata et al., 1990の報告は、日本の植物防疫所調査研究報告第26号に掲載されたもので、我が国では、本報告に基づく処理基準が植物防疫法施行規則別表5、植物等の移動制限の解除に導入・記載されています。

次に、参考といたしまして、日本の輸入解禁の場合の要件について説明します。

まず、輸出国が輸入禁止植物の消毒技術、処理技術を開発することが必要です。また、輸出国での消毒技術開発手法、実際に処理した殺虫データ、障害発生に関するデータなどを報告書にまとめ、日本側に提出することが必要です。これら消毒技術開発手法、殺虫データなどに問題のないことが確認され、我が国の検疫保護レベルが達成されることが確認された場合、当該処理方法により処理すること等を条件に輸入が解禁されることとなります。

これが先ほどの植物防疫法施行規則別表5の抜粋であります。植物等の移動制限の解除の条件として、ネットメロンの場合は、方法は蒸熱処理、消毒基準温度は45℃から46℃、消毒時間30分とされております。そして、備考欄に、湿度90%以上の蒸熱処理庫内において、処理庫1立方メートル当たり150キログラム以下の生果実について行うことと書いてあります。消毒基準温度は生果実の中心の温度とすること。消毒は、包装前にすかし箱に入れて行うことが規定されています。これらは今回提案されている国際基準に整合しております。

最後に、本基準案の論点について説明します。根拠文献に基づいた技術的に正当な処理基準となっているかということになります。

以上で説明を終わります。

○坂田植物防疫課長補佐　ただいま、ネットメロンに対する蒸熱処理ということで、今回新しい基準案が提案されているところでございますが、今の説明につきましてご質問、ご意見があればお願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員　今お話を伺ってしまして、いろんな薬剤を使うやり方に比べて、この蒸熱処理というのは安全性の点でも非常に期待できるかなという感じがするんですけども、今後、日本は輸入大国でもありますし、こういった基準、I S P M案を出して、これがかなり普及すれば、国際的にも安全性の面で非常にいい効果が得られるかなと思いますので、私としては、是非これを広げていただきたいと思います。

○坂田植物防疫課長補佐　秋山委員、お願いします。

○秋山委員　ここの基準は、処理基準だけしか記述されていないんですが、こういった蒸熱処理については処理機の方式が非常に重要なポイントになってまいります。通常は差圧式という

蒸熱処理機を使うんですが、差圧式ではない場合には、障害が出たり、温度むらが出て虫が死ななかったりということがあるので、蒸熱処理機の基準みたいなものを、ここに入れるかほかで入れるかは別にして、規定なり参考として入れておかないと、特に途上国なんかそういった装置がつかれないので、そういった観点からのコメントが必要かというふうに思います。

○坂田植物防疫課長補佐 確認なんですけれども、今の基準は、仕上がりとして45℃以上で30分というものが満たされることとなっていると思うんですけれども、それを行う機械自体の基準も必要だというご指摘でしょうか。

○秋山委員 そうです。

○坂田植物防疫課長補佐 それは具体的には、45℃30分の基準を満たしていても、実施する機械によって何か差があるからということでしょうか。

○秋山委員 そうです。

○坂田植物防疫課長補佐 山浦委員、秋山委員からそれぞれご意見をいただきましたけれども、このご意見に対するご意見でも結構ですし、ほかに何かあればお願いいたします。

福嶋委員、お願いします。

○福嶋委員 今、秋山委員からご指摘のあった処理条件の設定だけでなく、それを処理する機械についての何らかの要件というものが盛り込めないかというご指摘について、私も、どういう規定の仕方があるのか、今、なかなかすぐイメージがわいてこないんですけれども、例えばこういったイメージを秋山委員はお考えでしょうか。

○秋山委員 蒸熱処理機はいろんな方式があるんですが、当初、ハワイのパパイアで解禁する際に、蒸熱処理という条件が日米で合意して、実際やってみたら、ただ単に蒸気を片側から入れて処理するという方式だったわけで、蒸気が入るところは全部煮えたパパイアになってしまったというようなことがあって、しばらくこういった方式はペンディングになっていたんです。それを日本のあるメーカーが、差圧式という方式でやれば、全体をマイコン制御にして、要するに入り口全体を均一に温度を上げていこうという方式を開発して、今、ほとんどの、日本で輸入解禁で輸入している果物はそういった方式で処理されています。

そのほかの方式もあるんですが、ほとんど処理は失敗しているような状況があります。そういった技術的な情報は、私どもの協会のホームページにある程度の情報を載せていますので、そういったことも参考にいただければと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 ほかにご意見等ありますでしょうか。

では、本基準案につきましては、山浦委員からは積極的に推進すべきというご意見をいただ

きましたし、秋山委員からは、基準の最終的な到達点だけでなく、処理をする機械についても何らかの、参考でもいいのでということで、盛り込めないかというご指摘がございましたので、それにつきましては、今後、9月に向けて検討を進めたいと思います。

ほかにはないようでしたら、次の基準案に移らせていただきたいと思います。

4つ目ですけれども、検疫有害動植物となり得る植物の有害動植物リスク分析についてということで、横浜植物防疫所、病虫害危険度解析担当、齋次席調査官から説明させていただきます。

○齋次席調査官 横浜植物検疫所調査研究部病虫害危険度解析担当の齋です。よろしくお願いします。

現在、34のISPMがありますが、そのうちISPM No.2及びISPM No.11がペストリスク分析に関するISPMになります。その2つのうち、ISPM No.2、ペストリスク分析に関する枠組みは、ペストリスク分析についての概説を記述したものであり、一方、ISPM No.11、今回対象になっているものですが、環境リスク及び改変された生物の分析を含む検疫有害動植物に関する有害動植物リスク分析は、ペストリスク分析の手順を解析したものになります。また、ISPM No.11の本文には、一般的なペストリスク分析についての記述に加えて、スペシフィックなトピック、例えば環境影響に対する評価及び遺伝子組み換え生物、living Modified Organism (LMO) のリスク分析の手順についての解説が一般的なペストリスク分析についての情報を補う形で記述されております。加えて、この本文に記述されているそれぞれのスペシフィックなトピック、環境影響に対する評価及びLMOのトピックに対する補足的な技術情報をこの3つの付属書ということで、現在、ISPM No.11のほうに持っております。

今回、植物が検疫対象の有害動植物となり得るかのトピックが付属書案として出ているんですけれども、現行のISPM No.11の本文にも、環境影響に対する評価の部分にて、植物が検疫対象の有害動植物になり得るかという部分が、内容が若干触れられてはいるんですけれども、今回、1つの独立したトピックとして、植物が検疫対象の有害動植物になり得るかを検討するための項目について、より詳細に付属書4の案としてまとめられております。

次に、これまでの経緯ですが、ISPM No.11本体については、2001年のIPPC総会において採択されております。2005年のIPPC総会で、今回検討されるトピック、検疫対象の有害動植物となり得る植物のペストリスク分析のISPMを策定することが決まりました。2009年に開催されました専門家作業部会にて、本トピックのISPM原案が作成され、2011年5月、

本年5月、基準委員会にて内容が一部修正された後、本年の各国協議に諮られることが承認されました。

次に、基準を作成する背景・目的ですが、これまで歴史上、世界各地において、外来性の植物が未発生地域に侵入し、そしてまん延し、その後、農作物の雑草になったり、他の植物との競争者となったりして、その地域の農業や林業生産及び生態系に直接的または間接的にダメージを与えてきていることが知られております。輸送手段の発達に伴い、国際貿易における植物の移動も増加し、結果的に有害植物となる植物の移動が潜在的に増えているという状況が発生しております。例えば、雑草が通常の輸入植物に混入して新たな地域に広まったり、輸入した植物自体が不幸にもその地域の環境に合ってしまい、有害動植物になってしまう可能性などもあります。

よって、植物が有害動植物となる危険性が認識され、検疫的になどどのような危険があるのか、どのようにその危険に検疫的に対処していけばいいのかを検討するために、ペストリスク分析の実施が必要とされている状況が出てきております。このような背景の中、今回の案が作成されることになりました。

次に、この付属書で言っています有害動植物としての植物 (Plants as pests) に含まれる植物について説明いたします。

まず、有害動植物としての植物に含まれるのは、競争、寄生、他感作用等により他の植物に影響を与える植物、栽培植物または野生植物との交雑により有害植物になる危険性がある植物となっております。これらの植物には、I P P Cにおいて有害植物と認識されている雑草 (weed) や侵略的外来種である植物 (Invasive Alien Pests) が含まれますが、これらに加えて、栽培目的で輸入した植物が新しい環境にて有害植物になってしまう場合や、輸入した消費用の穀類、豆類等が加工工程で不幸にも分散してしまい、有害植物になってしまう場合も想定しております。

しかし、輸入された植物、例えば穀類や豆類、栽培用の種子などに、偶然や故意ではなく混入されている場合または輸送機器に故意ではなく付着している場合などの事例は、本付属書の対象にならないと記述してあります。

次に、付属書4の構成ですが、通常のペストリスク分析では、ステージ1 開始、ステージ2 ペストリスク評価、ステージ3 ペストリスク管理というプロセスにて検討を行います。この付属書においても、通常のペストリスク分析のプロセスごとに、「有害動植物としての植物」について特化して検討すべき項目について、I S P M No.11の本体の情報を補う形で記述

しております。

次に、ペストリスク分析のプロセスのステージごとに、有害動植物としての植物に特化した項目について簡単に説明していききたいと思います。

まず、ステージ1の開始ですが、通常のペストリスク分析においては最初のステップであり、通常のプロセスでは、対象病害虫が有害植物である可能性について検討いたします。

この付属書4の「有害動植物としての植物」でのステージ1では、予備選択のステップと称し、植物が有害動植物である可能性について検討を行います。

I S P M No.2に、「有害動植物としての植物」というセクションが記述してあります。そこに、ペストリスク分析の対象植物がペストリスク分析の対象地域において有害動植物になる可能性を示す主要な指標、例えば過去の被害の報告の存在、その対象の植物が過去に被害をもたらしているかどうかの報告が存在するか、また、対象植物が有害動植物になり得る可能性を示すと特性、例えば適応能力、競争力、規制能力、交雑する能力などの項目ですが、その情報をもとに、その植物が有害動植物である可能性があるかどうかを、このステージ1では検討を行います。

次に、ステージ2、ペストリスク評価。ペストリスク評価は、通常のペストリスク分析のプロセスでは、対象病害虫の生物学的情報や被害情報等から、侵入、まん延の可能性、経済インパクトの評価を行います。そして、対象病害虫が検疫対象の有害動植物であるかどうかを判定するための検討を行います。この付属書4案では、対象の植物が検疫対象の有害動植物であるかどうかを判定するための項目について記載しております。

資料で1カ所、「検疫対象」という言葉が抜けてしまっています。申しわけありません。

検疫対象の有害動植物であるかを判定するための項目というので例示がされているんですが、例えば、植物のアイデンティティの項目では、その植物を特定するのは分類学上の種ですが、植物の場合、育種や交配により植物の分類というのがとてもあいまいになっていることが多いので、さまざまな情報源から情報を得る必要があるということを記述しております。

また、別な項目、例えば用途の項目では、栽培目的や消費目的では、有害植物になる危険度やその被害の程度が異なるので、ペストリスク分析では、植物の用途を考慮して検討しなければならないとなっております。特に、栽培目的の植物の場合は、消費植物に比べて、栽培地等へ直接運ばれる可能性が高いので、一般的に有害植物になる危険度が高いと考えられております。また、危険度が高いとされる栽培目的の植物の中でも、利用方法によって危険度が異なります。そのため、どのように利用された場合が危険度が高く、どのように利用された場合が危

危険度が低いかについて例示がされております。例示では、土壌の浸食を防いだり、池の水性植物のように野外に栽植され、またそれ以上管理をされない、例えば植えっ放しの状態の植物が一番有害植物になる可能性が高いとされております。

次に、ステージ3、有害動植物リスク管理ですが、ステージ2で評価されたペストの危険度に対し、どのようにその危険度を下げるかを検討するのがステージ3、ペストリスク管理となります。

付属書4の案では、有害動植物としての植物の場合の用途ごとの危険度管理の方法の解説及び例示をしております。例えば、栽培目的の植物の場合、コンファイメントと表現しているんですが、閉じ込めですね。その植物を輸入した栽培地域や栽培地から分散しないように厳重な管理下に置くような場合なんですけれども、閉じ込めの条件の下で植物を栽培する管理措置、また繁殖の機会を抑えるために、ある特定の植物のステージやある特定の時期に収穫する措置が、栽培目的の植物の管理措置の選択肢として例示されております。

一方、消費、加工目的の植物の場合は、輸送方法、貯蔵場所、販売方法、季節性に関する制限が有効であるとしております。

また加えて、危険度管理措置の選択肢とはかかわりなく、有害植物になる可能性のある植物の輸入を認めるのであれば、輸入後のリスク管理をするシステム、例えばサーベイランス、緊急時対応計画及び新たな発生を確認した場合の通報体制などを前もって整備しておくことも重要であるとしております。

次に、すべてのステージに共通するペストリスク分析のプロセスの事項として、リスクコミュニケーションの実施があります。付属書4の案では、有害動植物としての植物のペストリスク分析においてのリスクコミュニケーションの目的及びその例示がされております。例えば、栽培目的で持ち込まれた植物は、一般的にはその植物を栽培することで得られる利益ばかりを考えがちで、その植物が有害植物になる危険性を認識されない場合が多いです。そのような場合、利害関係者とのリスクコミュニケーションを通じて、その植物の危険性を理解してもらうことは重要であるとしております。

また加えて、その有害動植物としての植物における有効なリスクコミュニケーションの例示がされております。例えば、輸入業者及び他の政府並びに非政府組織との協議、規制する植物のリストの公表、リスクを説明するために植物にラベルをつけるなどがその例示となります。

次に、付属書4の案の検討に加えまして、今回、I S P M No.11の本文内の関係箇所の内容の一部も修正を行っております。もともとI S P M No.11の本文には、有害動植物としての植

物についての記述部分が若干あったのですが、付属書内にてより詳細に記述したことにより、不必要な反復を避けるために関連箇所の記述が削除されております。また、I S P M No.11の本体と付属書4の内容に関し、相互に参照している部分があり、その相互参照部分の両方に参照している旨の記述が挿入されております。

また、本文と付属書の語句の統一がされております。例えば、今までPlant to be imports、輸入される植物や、Weed and invasive plants、雑草及び侵入植物という表現が使われていたんですけれども、今回の改正で、Plant as pests、有害動植物としての植物へ統一されております。また、intended habitatやunintended habitat、意図した生息地や意図しない生息地という訳になると思うんですけれども、そういう書き方をintended location、unintended location、意図した場所、意図しない場所という書き方に変えております。

最後に、2つの検討案の論点ですが、本付属書案のペストリスク分析の内容が適切なものになっているか、例えば植物が検疫対象の有害動植物になり得るかを評価する項目が適切であるかどうか。次に、修正されたI S P M No.11の本文の内容は適切なものになっているか、例えば修正されたことにより修正された以外の箇所との整合性が保たれているかどうか等が論点となります。

これで説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂田植物防疫課長補佐 ただいまの説明につきまして、わかりにくかった点に対する質問ですとか、あるいは意見、コメントがあれば、よろしくお願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 有害動植物のリスク分析、PRAですか、これはペスト・リスク・アナリシスの略でいいんですね。この対象としてLMOが考えられているというのは、消費者としても非常に歓迎すべきことではないかというふうに思うんです。

既に交雑ということが実際に始まっておりますので、これについて、日本の有機農産物であれば、遺伝子組み換えのものになってしまうと有機とは認められないといったことにもなりますので、こういったI S P M案をしっかりとつくるということが必要かと思います。それとともに、ここでのいろいろなご説明の中で、もう少し触れていただきたいのは、コーデックスの遺伝子組み換えの表示のルールが、リコメンデーションではありますが、7月の総会で決定されると思うんですけれども、その表示の問題とか、それから、カルタヘナ議定書でまさにこの問題が扱われているわけですから、そこにおける国境を越えた越境移動のリスクといったものがあって、それとの関連でもPRAが必要だという書き込みということが必要ではないかと思う

んです。何らかの形でそういったことも盛り込めたらなというふうに思います。

それから、これは後の問題ですけれども、日本の国内法のカルタヘナ国内法が栽培植物を念頭に置いていないそうなんです。したがって、これはカルタヘナ議定書に基づいても矛盾がありますので、この I S P M、新たにつくられるものをきっかけにして、日本のカルタヘナ国内法の改正といったこともぜひ検討すべきではないかというふうに私は考えます。

○坂田植物防疫課長補佐 今回、この I S P M No.11の改正について、特に今回の改正点につきましては、外来性の生物の P R A についての基準案ができるということで、遺伝子組み換え作物の P R A については、もう既に策定をされているところです。この I P P C の中での議論というのは、あくまでも植物に対する影響という観点での P R A ですので、ご指摘のあった点につきましては、すべてが I P P C の策定する国際基準に反映されているものではないと思いますけれども、そういった点で、I P P C としても植物への影響という観点で遺伝子組み換え作物の影響というものを P R A の中で評価しましょうというのは、既に策定をされております。今回は、それ以外に付属書 4 として、外来性生物についても植物への影響ということで P R A をやりましょうというような基準案という構成になっております。

ほかにご意見等がありますか。秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 2 点ほどわからない部分があるので、スライドの 5、競争、寄生、他感作用と書いてありますが、この他感作用とはどういうものを言うのかということ。

それから、スライドの 8 のポツ 1 で、植物のアイデンティティと書いてあるんです。原文もアイデンティティとあるんですけれども、これはここで言えば、私は、「ザ」がついているので、ザ・プラントになっているので、検討しようとする植物の分類学的位置とか、そういう意味なのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 まず、他感作用というのは何を想定しているか。

○齋次席調査官 他感作用というのは、英語でアレロパシーと言いまして、ある植物が他の植物の生長を抑える物質を放出したり、あるいは動物や微生物が庫内に物質を出したり、またそれを引き寄せたりという作用のことを他感作用と言います。

○秋山委員 スライドの 8、植物のアイデンティティと書いてあって、日本語としてちょっとイメージしにくいので、これをもっと我々一般の人にわかりやすいように和訳したほうがよい。

○齋次席調査官 秋山委員がご説明されましたように、植物の分類上の種を特定するということになります。例えば、植物の場合、特に栽培用、商品植物の場合、交雑や育種によりどんどん品種改良されてくる場合が多々あります。そのような場合、本来この植物の持っている、も

ともとの種は何だったのか、またはいろいろな植物との交雑でできているわけですから、本来オリジナル植物が持っていない性質を持っている可能性もあります。そのような意味で、リスク評価をする場合に、この種は、もし交雑でできたような種であれば、どのような種でできたものか、そういうのをできる限り情報を集めて、それをはっきりさせなさいということをこの基準では進めております。

○秋山委員 よくわかりました。ただ、日本語としてわかりやすいように括弧で入れるとか、お願いできればと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございましたら。古茶委員、お願いします。

○古茶委員 これはむしろ外来生物保護で議論すべき話なのではないか。環境省あたりも入ってこないと先へ行かないんじゃないかなと思うんですが。

○坂田植物防疫課長補佐 今回、外来生物に対するペスト・リスク・アナリスシということで、環境省なり関係する省庁と連携するなり、より適切なところがやるべきというご指摘かと思いますが、福島室長、お願いします。

○福島検疫対策室長 今、古茶委員からご指摘ございましたように、このISPM自体を受けて、我が国の国内の制度としてどのような枠組みで対応していくかという観点でのご発言かと思いますが、ご指摘ございましたように、外来生物法におきましては、ここで問題としているような侵入性の植物、もう既に規制対象として指定されている外来植物もございます。そういった意味で環境省とも、本ISPM案についてはいろいろ意見交換を担当レベルで行っておりまして、私どもとしても、ここで問題としているような侵略性のあるような植物というのは、農地に限らず幅広く生態系への影響を与えるというものでありますので、外来生物法に基づく規制、現行の枠組みで対応していくのが妥当ではないかと考えておりまして、そういう意味で、今、環境省におかれまして、このISPM案に対するコメントを検討されていると聞いておりますので、そういった点も含めてまた次回、整理してご説明できればと思っております。

○坂田植物防疫課長補佐 今回、この国内連絡会という場でご意見をいただいておりますけれども、関係省庁の皆さんにも並行してご意見を伺っているところですので、それを踏まえた我々の、我が国としての最終コメントということで、9月にご提示できようかというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。わかりにくい点等あれば、この際ご質問いただければと思います。

ますが。

そういたしましたら、始めてから1時間以上たっておりますので、ここで休憩を挟ませていただきたいと思います。時間もありますので、5分間休憩といたしまして、あちらの時計で45分から再開させていただきたいと思います。

それでは、45分にまたお戻りいただければと思います。

午後 3時40分 休憩

午後 3時45分 再開

○坂田植物防疫課長補佐 お疲れのところ短い休憩で恐縮ですけれども、続けさせていただきたいと思います。

次の基準案、ヒメアカカツオブシムシの診断プロトコルということで、横浜植物防疫所、同定診断担当の清野次席調査官から説明させていただきます。

○清野次席調査官 横浜植物防疫所の清野といいます。よろしくお願いいたします。

それでは、ヒメアカカツオブシムシの診断プロトコルについてご説明いたします。

本診断プロトコルは、国際基準27号の付属書の追加ということで提案されています。

これまでの経緯は、2006年、I P P C総会で規制有害動植物に対する診断プロトコルが採択されました。その際に本付属書案の国際基準策定が決定されました。2010年3月、ヒメアカカツオブシムシに先立ちまして、ミナミキイロアザミウマの診断プロトコルが付属書1として採択されています。2011年5月、基準委員会で各国協議案として、今回のヒメアカカツオブシムシの診断プロトコル案が提出されました。

基準を作成する背景・目的。規制有害動植物に対する診断プロトコルの付属書として、貯蔵農産物の極めて重大な害虫であるヒメアカカツオブシムシを対象とした同定に関する診断プロトコルが提案されました。ヒメアカカツオブシムシは、発生国内の貯蔵農産物に重大な損害をもたらすだけでなく、その虫が寄生する製品を対象に発生国が輸出規制を受けることもあります。最近の事例としましては、アメリカが本種の発生国からの米の輸入に規制をかけると発表したことなどがあります。

国際基準27号の概要です。総論としまして、診断プロトコルの目的及び利用について書かれております。診断プロトコルの要件として、その必要な事項として分類情報ですとか検出方法、同定方法などについての記述が規定されています。

具体的な病虫害の診断プロトコルとしましては、付属書として国際基準につくという形になります。先ほど申し上げましたように、ミナミキイロアザミウマの診断プロトコルが既に採択

されております。

こうした診断プロトコルを定めることによりまして、広範囲で効率的な植物検疫措置を支え、加盟国による診断結果の相互承認を強化し、貿易を促進するということが期待されます。

こうして策定されました診断プロトコルが利用される場面ですけれども、まず一番使われる機会が多いのが、輸入貨物から発見された有害動植物の診断に使われます。あるいは、ある国に広く定着した有害動植物の診断、これは日常的な病虫害の診断に利用することもできるということです。ペストステータスに関する一般的な監視、有害動植物の潜在感染に関する監視、公的防除及び根絶計画としての監視。このほかにも、輸出などの植物検疫証明に関しても、この診断プロトコルが利用されるということが国際基準の中で書かれています。

具体的な病虫害の診断プロトコルである付属書の構成ですけれども、まず1番目として害虫に関する情報、これは概論としてその虫の特徴などが書かれています。2番目に分類学的な情報、3番目、発見、4番目、同定、5番目、記録、6番目、さらなる情報の連絡先、7番目、謝辞、8番目、参考文献という構成になっております。

今回のヒメアカカツオブシムシの付属書の概要ですが、まず1番目、害虫に関する情報、これは概論に当たるようなものですが、まず分布について書かれています。インド原産というふうに考えられていまして、中東、アフリカ、ヨーロッパ、アジアの一部に分布するとあります。2番目、発生。どういったものから見出されるかということで、穀物、豆類、香辛料、ナッツ類、ドライフルーツなど、貯蔵農産物の多くのものから見つかるというふうに書かれています。3番目は生態。生態につきましては、本種は飛翔能力がないということ、また幼虫では休眠できる系統があることなどが書かれています。休眠できる系統があるということで、生存に適さない環境に対する耐性が高いということが同時に書かれています。

2番目、分類上の情報。学名が一番初めにきていまして、これまでに使われてきていたシノニムが次に書かれています。一般名称がありまして、分類学的位置づけということが書かれています。

3番目、発見。発見の項目の中で、検出方法について述べられています。主な方法としてトラップ。トラップにつきましては、フェロモントラップとえさを使ったベイトトラップについて書かれています。あとは見取り。見取りというのは、直接、虫本体を見つけるという方法です。それからふるい分け。ふるい分けというのは、この発生元になっている植物をサンプリングしてふるい分けることによって、隠れている虫を発見するというような方法です。

探索場所。どういった場所を探すと効果的かということが書かれています。まずすき間。す

き間というのは、床板の継ぎ目のすき間ですとか、そういったすき間です。ペンキのはげたすき間ですとか、さびで塗料が浮いたようなすき間、そういったすき間を見なさいというふうに書いています。あとは空麻袋、窓枠、クモの巣。窓枠とかクモの巣の場合は、死んだ虫がついていたりするので、こういったところを見ると、いるかいなという目安になるということが書かれています。

3番目に、見つけた場合にはたくさんの個体を採集しなさいということが書かれています。これは、同定には外部形態が重要なんですけれども、毛が抜けたりですとか、足が取れてしまったりとかというものが結構ありますので、なるべくたくさんの個体をとって、それで調べなさいというようなことが書かれています。

4番目、同定について。まず最初に、卵と蛹では特徴に乏しいため同定はできませんという断りが入っています。もう一つ、研究が進みつつある免疫学的手法、ELISA法などですね。あと分子生物学的手法などについては、*Trogoderma*属の種の診断技術としてまだ利用できるような段階ではありませんということで、このプロトコルの中では、伝統的な形態による識別について書かれています。

そういった識別に必要な標本の作製法ということもこの中で書かれています。幼虫については、口器、口の周りの器官ですが、その標本の作製方法が書かれています。成虫については、こういった外側から見える触角などの外部形態もそうですけれども、腹部の中にある交尾器などの標本の作製の方法などについても書かれています。

形態に基づく同定。幼虫、成虫それぞれにつきまして、カツオブシムシ科から*Trogoderma*属、*Trogoderma*属から各種への識別について書かれています。この識別については、主に検索という形で出ているんですけれども、検索したものが正しく検索できているかということを確認するために、*Trogoderma*属の特徴として幾つか述べられています。また、ヒメアカカツオブシムシ種そのものの特徴が、雄と雌それぞれについて記載されています。

5番目としまして、記録。発見データと標本の保存をしなさいというふうに書かれています。また、それらの標本とデータについては、少なくとも1年間保存するというようなことが書かれています。

6番目、さらなる情報の連絡先。もっと踏み込んだ情報のための連絡先ということで、専門知識を持つ組織、オーストラリア、ポーランド、アルゼンチンへの連絡先が書かれています。この3カ国というのは、今回のプロトコルの著者がそれぞれいる国になります。

7番目、謝辞。初稿の著者への謝辞ということで、オーストラリア、ポーランド、アルゼン

チン、それぞれの著者への謝辞が述べられています。

8 番目に、参考とした文献がずらっと記載されています。

論点としまして、本案は我が国の同定指標の内容と整合しているか。我が国の同定指標というのは、植物防疫所では、輸入検査、輸出検査などで見つかった病害虫を速やかに同定できるように、同定指標というものを整備しているんですけども、そこで整備されているヒメアカカツオブシムシの内容と整合しているかということです。同定診断のための必要情報はカバーされているか。近似種との識別が確実にできるかどうかということが挙げられます。

説明は以上になります。

○坂田植物防疫課長補佐 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

宮ノ下委員、お願いします。

○宮ノ下委員 ヒメアカカツオブシムシについては、今、植物検疫上は非常に重要な害虫として、最も重要というふうに言われていまして、皆さんご存じだと思いますけれども、中国に対する日本の精米輸出についても、特にヒメアカカツオブシムシがいないということをちゃんとチェックしなければならないということで、厳しい規制というか、条件が中国側から出されていまして、そのようなことをやっているという現状で、この付属書は情報が多くのところで網羅されていて、僕は非常にいいものだなというふうな感想を持ちました。

ヒメアカカツオブシムシは、一番問題になるのは、ここの中にも出てきていますけれども、休眠幼虫という段階があって、さまざまな条件で、劣悪な条件になるとこういう状態に幼虫が入ってしまうんですが、こういった条件になると今あるくん蒸の条件がほとんど効かない。全くというか、くん蒸の効果がなくなるといったことが非常に重要な問題だと思います。こういった条件の幼虫がもしあれば、くん蒸しても今の条件では殺すことができない。これがこの虫の最も重要な特徴だというふうに理解をしていますので、ぜひこういうふうな、ちょっと昆虫学以外の人が読むと、面倒くさくて何だかよくわからないですが、こういったものがあると、実際に侵入したときに非常に役立つのではないかというふうに評価します。

実際、私、ヒメアカカツオブシムシを許可をとって飼っていますが、この同定は非常に難しいです。なので、一般の人ではまずできません。ですから、こういった情報が蓄積されて、各専門家が利用できるようなことが非常に重要なことだというふうに思います。

あとは、日本語訳のほうですが、ダイヤポーズ (diapause) という英語が冬眠になっていますが、今も休眠というふうにおっしゃっていましたが、冬眠にしまうと低温のイメージが

すごく強いというのがありますので、そのところは休眠に変えていただけるともっといいかなというふうに思います。

○坂田植物防疫課長補佐 貴重なご意見、ありがとうございました。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今、宮ノ下委員からも指摘があったんですが、翻訳の中に幾つか誤訳があるので、もし必要なら後でお知らせしますが、最終的には直ったものを公開していただければと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 その他翻訳等につきまして問題があれば、事務局のほうに後ほどご連絡いただければ修正したいと思います。ありがとうございます。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 形式的なことで恐縮なんですけれども、謝辞ということで、初稿の著者への謝辞が述べられているというご説明でしたが、初稿はこういう方によって書かれたという、そういった表現ですよ。ですから、謝辞という、こういったことを表現するというのは、私、余りなかったものですから、どうかなとも思いますけれども、もし謝辞という形であらわしたいということであれば、もう少し、感謝するというような文言が本文になくてもいいのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。あるいは淡々と、初稿はこの方によって書かれたというふうな書きぶりでもいいのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

○坂田植物防疫課長補佐 確認いたしますけれども、I P P Cのルールでは、誰が書いたとか、そういったものは記載しないというのが基本的なルールだったと私も記憶していますので、今回、謝辞という形で、具体的に誰がつくったというのを記載されるのが適切かどうか踏まえて検討させていただきたいと思います。もし書くのであれば、今いただいたご指摘も踏まえて検討させていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。

そういたしましたら、宮ノ下委員からも応援のメッセージをいただきましたので、よりよい基準になるように我々も検討したいと思います。

続きまして、6番目になりますけれども、植物検疫用語集の改正ということで、植物防疫課の北原係長から説明いたします。

○北原植物防疫課係長 植物防疫課の北原です。よろしくお願いします。

これまでの経緯について説明いたします。

1997年11月、I P P C総会でI S P M No.5としまして植物検疫用語集が採択されました。

その後、新規の I S P M 策定に伴って、新たな用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル（T P G）を中心に毎年継続的に検討しております。そして、2011年5月の基準委員会におきまして、幾つかの用語の追加、訂正及び削除について各国協議に諮ることが決定いたしました。

I S P M No.5 の構成は、現在、大きく次の4つの構成になっております。

まず、I S P M No.5 本体としまして、序論、そして次に、植物検疫用語及び定義の構成になっており、今回はこの部分の改正が提案されております。

そのほか、本体とは別に補足としまして、補足1、規制有害動植物に対する公的防除の解釈及び適用に関する指針があります。この補足1に関しては、後ほど、今回の各国協議の検討議題であります「広く分布していない」の解釈及び適用のところで説明させていただきます。また、補足2としまして、経済的重要性及び環境に関連する用語の理解に関することが書かれてあります。

追加される用語及び定義は、今回2つあります。

1つ目としましては、コンファイメント、日本語の仮訳では「閉じ込め」と訳しました。定義は、「有害動植物が拡散するのを防ぐための、規制品に対する公的な適用」。このコンファイメントという用語は、現在、I S P M No.34、隔離検疫施設の設計と運用の基準の中で使用されておまして、例えば、隔離検疫施設から有害動植物が逃げないように閉じ込めるといった意味で使われております。

2つ目はエクスクルージョン、日本語の仮訳では「駆除」と訳しました。定義は、「有害動植物の侵入を防ぐための、植物検疫措置の適用」です。このエクスクルージョンという用語は、例えば、ミバエ類が無発生地域に侵入するのを防ぐための検疫措置といった意味に使われております。

改訂される用語及び定義は、全部で4つあります。

1つ目は吸収線量。下線部の部分が今回改訂で変わったところでして、放射線の単位としてグレイが用いられておりますが、このグレイは「エネルギーの量」にかかることが正しいので、これは定義自体の改訂ではなく、グレイがかかる場所の改訂が提案されております。

2つ目はトランジット中の積荷。「植物検疫措置をうけることがあるもの」が削除されておまして、定義としましては、「輸入されることなく、ある国を通過する積荷」ということが定義として提案されております。現在、I S P M No.25にトランジット中の積荷に関する国際基準がありまして、この「植物検疫措置をうけることがあるもの」というのは、本来必要要件

をあらわしております、その要件というのはI S P M本文中で説明するものである、本定義においては適切でないということで削除が提案されております。

3つ目は植物検疫証明書。下線部のところが追加されております、定義は、「I P P Cの証明書様式にならって作られ、公的な紙の文書又は電子版の相当物で、積荷が植物検疫要求事項に合致することを証明するもの」。今回追加されました「公的な紙の文書又は電子版の相当物」というのは、今のところI P P Cにおきましては、証明書は紙ベースのものが主流となっておりますが、一部の国においては電子植物検疫証明書を導入しているところもありますので、追加されております。また、「積荷が植物検疫要求事項に合致すること」というのは、本来、証明書において当然必要なことですので、今まで抜けていたため、今回提案されております。

4つ目は検疫所。下線部のところが追加されております、定義は、「植物、植物生産物又は有用生物を含めた他の規制品を検疫する公的な部署」。検疫所の担当が、植物または植物生産物のみならず広範囲な場合もありますので、今回、下線部の部分が追加で提案されております。

次に、削除される用語及び定義は、今回、全部で10個ございます。それぞれほかの用語で既にカバーされたものですとか、また、特に放射線関連の用語というのは、I P P C以外でも広く用いられていることから、I P P Cで定義する必要がないため削除が提案されております。ここでは簡単に、その削除される用語のみを紹介させていただきます。その定義については資料をご参照ください。

1つ目に証明書、2つ目にグレイ、3つ目にヒッチハイカー有害動植物、4つ目に法令、5つ目に植物に対する有害動植物、6つ目に拮抗生物、7つ目に競合生物、8つ目に管理点、9つ目に線量計及び線量測定、最後の10個目に電離放射線、以上10個の用語の定義の削除が提案されております。

最後に、論点は2点ございまして、1つ目は、今回、追加、改訂及び削除される用語の定義は適当か。2つ目は、この改正により、我が国の関係法規等に影響はないか。

以上でございます。

○坂田植物防疫課長補佐　用語の定義ということで、やや技術的な部分もあろうかと思いますが、ご意見、ご質問等あれば、よろしく願いいたします。この際確認しておきたい点等でも結構です。

そういったしましたら、次も用語の定義に関するものですので、また何かありましたら、そのときにでもご意見をいただければと思います。

続きまして、「広く分布していない」の用語の解釈及び適用に関する指針ということで、続けて植物防疫課の北原係長から説明いたします。

○北原植物防疫課係長 これまでの経緯について説明いたします。

本基準は、2005年、I P P C総会で策定することが決定し、2006年、専門家作業部会で原案を作成しました。その後、2009年に用語に関する技術パネル（T P G）で再検討を行い、2011年5月の基準委員会で各国協議案として承認されました。

本基準を作成する背景・目的についてです。

I P P Cにおける検疫の対象となっております病害虫である検疫有害動植物は、次のように定義されております。「これによって危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれがある有害動植物であって、まだその地域に存在していない、又は、存在するが、広く分布していない、かつ、公的防除が行われているもの」と定義されております。

公的防除の定義の解釈及び適用に関する指針については、先ほどI S P M No.5の改正のところで紹介しましたが、No.5の補足1として既に作成してあります。一方、「広く分布していない」のほうの定義は今のところなく、各国で解釈が分かれるという現状があることから、本基準の作成が提案されました。

現行のI S P M No.5の補足1について簡単にご紹介します。

「公的防除」の解釈及び適用に関する指針について、その目的、範囲、要件等が現在規定されております。参考としまして公的防除の定義について書かせていただきました。公的防除の定義というのは、「検疫有害動植物の撲滅、封じ込めを目的とする植物検疫措置の積極的な実施」でして、例えば、我が国におきましては、現在、公的防除の一例としまして、鹿児島県指宿市で発生しているイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの防除作業を平成21年7月から実施しておりまして、そのほか、鹿児島県の喜界島におきましては、カンキツグリーンング病の公的防除を平成19年3月から実施しております。

本基準案の構成について説明いたします。

このように、序論がありまして範囲、定義、背景、そして一般要件、個別要件といった構成となっており、今回の提案では、「広く分布していない」の定義の追加ということですので、下線がついている箇所、所論ですと範囲、背景、1番の一般要件、2.4の有害動植物リスク分析、2.7の適用地域の箇所が今回改正されております。

一般要件の改正・追加点です。まず、「有害動植物の分布は、大きく3つに分類される。

「広く分布」、「広く分布していない」、「無発生」。「広く分布していない」は、有害動植

物の発生の地理的分布を示す概念。一部の地域に病害虫がいること。有害動植物の分布を調査する地域は、経済的影響及び公的防除について検討される地域と同一であるべき。検疫有害動植物の決定には、国全体よりも一部地域（島単位等）の方が適切な場合がある」等が記述されております。

次に、個別要件の2.4有害動植物リスク分析については、今回、この項目が新規で追加されております。

要件としましては、「検疫有害動植物と位置づける場合、潜在的な経済的影響及び潜在的な分布の可能性を考慮すべき。潜在的な分布の可能性とは、条件が整えば定着することが可能であることを示す。「広く分布していない」地域の経済的影響の評価は、その有害動植物が定着していない地域と関連づけるべき」、こういったことが記述されております。

次に、個別要件の中の適用地域について、主な改正・追加点です。「有害動植物の分布は、サーベイランス——現在、I S P M No.6 にサーベイランスの調査に関する指針がありますので——によって決定すべき。ある地域の分布の状況は固定的なものではなく、状況の変化により見直す必要がある」、こういったことが記述されてあります。

参考としまして、我が国の植物防疫法における検疫有害動植物の定義をご紹介します。

「「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれのある有害動植物であつて、国内に存在することが確認されていないもの、又は、既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの」と定義されております。I P P Cでは、「広く分布していない」というのを、今回下線部で書いていますが、我が国の植物防疫法では、「国内の一部に存在しており」と定義しております。

最後に論点について説明いたします。まず「広く分布していない」の定義の解釈は適当か、そして、我が国における「検疫有害動植物」の要件に影響を及ぼすか。

以上です。

○坂田植物防疫課長補佐 引き続いての用語の解説でしたけれども、この際、聞いておきたい点ですとか、今の説明でわからなかった点あるいはご意見等あれば、お願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 もとに戻って申しわけないんですが、34ページの先ほどのご説明、閉じ込め、それから駆除のところなんですけれども、原文の説明として、ちょっとこれだとわかりにくいかなと思ってまして、先ほどの日本語訳のほうを見ましたらその表現と違うので、まず閉じ込めのほうですけれども、後半、「規制品に対する公的な適用」ではなく、「公的措置の適

用」という、日本語訳の表現のほうがわかりやすいというふうに思いました。

それから、駆除についても、点が打ってあるので、そこが離れてわかりにくかったんですけども、むしろ読点をなくしたほうがわかりやすいかなと考えました。

その2点です。形式的な点です。

○坂田植物防疫課長補佐 ありがとうございます。修正したいと思います。

ほかにご意見、ご質問があればお願いいたします。

増田委員、お願いします。

○増田委員 「広く分布していない」の定義の部分で、41ページの6番のスライドがありますね。これの一番下のところの文章ですけれども、「国全体よりも一部地域」という言い方をしています、一方、43ページの参考のところ、9のスライドでは「国内の一部に存在し」ということで書いているんですが、同じような表現に見えますけれども、これは意味するところは相当違うように私は感じたんですが、どうなのでしょう。

「国内の一部」という言い方ですと、先ほどのカンキツグリーニングのように喜界島といいますか、そういう地域ですよ。だから、日本の国土全体から見るとほんのわずかな部分ですが、国内の一部に存在しているというのはそういうイメージかなと。一方で、「国全体よりも一部地域」というと、例えば九州地方とか東北地方とかというような大きなイメージを僕はとったんですが、私の考え方が間違いなのでしょう。それを教えてほしいんですが。

○北原植物防疫課係長 今、41ページの6枚目のスライドの4番目の項目ですけれども、これは原文に書いてあるものをそのまま記載したものです。例えば、オーストラリアのような大きな国にとっては、オーストラリアの本土にいるけれども、タスマニアですとかそういった島にいないという場合がございます。日本の場合だと地域が小さいが、国によっては中国とか大国有りますので、そういった国の場合の小さな島というのをイメージ、本土と島との比率の割合があると思います。

○坂田植物防疫課長補佐 今、増田委員からご指摘のあった点が、まさにIPPCの中で議論が分かれるといえますか、解釈が分かれるところでして、「一部に発生しない」といった場合に、日本人が想定する「一部に発生しない」と、オーストラリア人、アメリカ人が想定する「一部の地域」というのは大分差がありまして、そのところを明確にするために、今回この基準案というのが策定されております。中身を見ますと、基本的には、地理的な条件というのは1つの制限要因にはなるわけですけれども、病害虫が発生している地域ということでその区切りをするというのが、IPPCの中での考え方の基本になっているということでございます。

ほかにございますでしょうか。

そういたしましたら、以上で、今回、加盟国協議にかけられております7本のI S P M案につきましての検討は終わらせていただきますが、今回、新しいやり方としまして、植物防疫所の担当者から説明をさせていただきますして、皆様からご意見をいただきました。今回の会の持ち方を含めましてご意見があればと思います。

清水委員、お願いします。

○清水委員 全体のは後からと思っていましたので、1つだけ、戻ってよろしいでしょうか。

○坂田植物防疫課長補佐 はい。

○清水委員 資料4の木材こん包材の熱処理の主な改正点という、まとめ表をつくっていただいたんですが、この3番目の温度管理については2通りありまして、室温で管理する場合と木材そのものの材温で管理する、2通りあります。これは1つのように見えてしまうので、室温の場合には最も温度が低いと思われる場所での測定をなさいと、それは何カ所という、温度センサーのことは言っていないわけです。もう一つの材温そのものについて管理をする場合には、2カ所以上センサーを刺して測定すると、こういうことになろうかと思います。あとは種類の違うものというのはもう一つあるわけですが、このところをわかりやすく直していただければと思っております。

以上です。

○坂田植物防疫課長補佐 ご指摘ありがとうございます。2つのことが1つの文章の中に書かれていますので、この辺は修正をしたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、前に戻っていただいても結構ですし、全体の会の持ち方あるいは全体的なご質問等あれば、よろしく願いいたします。

この場でなかなか質問しにくい、あるいはコメントしにくいということがあれば、引き続きまして事務局のほうにいただければと思います。

本日は、長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。

次回は、当初申し上げたとおり、我々植物防疫組織で、本日いただきましたご議論をもとに、我が国のコメント案ということで作成したものを皆様方にご提示して、またご議論いただきたいというふうに思っております。

日程でございますが、9月13日でいかがかと思っておりますけれども、とりあえず9月13日の午後2時から、会場はこちら、同じ場所で開催させていただきたいと思っております。現時点で不都合がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。9月13日の14時からということ

で、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、また改めまして依頼文書のほうは出させていただきますが、9月13日火曜日の2時から、場所はこちらで、我が国の最終のコメント案ということでご検討いただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午後 4時27分 閉会